

保護者の皆様へ

令和8(2026)年度 就学援助費等の再周知

令和 8 年度の就学援助費等について、改めてご案内いたします。**受給を希望される方**のうち、まだ**申請手続きがお済みでない方**は、下記をご確認ください。なお、**既に申請されている方は、申請は不要です**。

1. 就学援助費

(1) 対象者

・就学援助費の受給を希望される方のうち、まだ申請がお済みでない方

※申請手続きがお済みの方には、7月下旬に審査結果をお送りしております。

※申請状況がご不明の方は、世田谷区ホームページから申請状況の確認
(審査結果通知の再発行依頼)を行ってください。

※お電話による申請状況のお問い合わせには回答することができません。



(申請状況の確認はこちらから)

(2) 認定要件

世田谷区在住で、国公立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者のうち、次のどちらかに該当する方

①生活保護を受給している方

②令和 7 年 1 ～ 12 月の世帯全員（16 歳以上）の合計所得金額が**支給対象基準額以下**の方

(3) 手続き方法

世田谷区ホームページからオンラインにてお手続きしてください。

※お子様お一人につき、一件の申請が必要です

世田谷区ホームページ  でページ番号「8070」を入力

⇒ 4. 電子申請システムへ



(新規のご申請はこちらから)

(4) 注意事項

令和 8 年 9 月 30 日（水）までに申請された方は、4 月（年度途中で転入された方は転入月）に遡って審査を行います。**以降は提出受付月からの審査となり、認定時の支給金額等が異なりますのでご注意ください。**

2. 就学奨励費（通常学級）

(1) 対象者

特別支援学校が対象とする程度の障害があり、通常学級に在籍する児童・生徒の保護者の方

※就学援助費が「否認定」となった方も認定となる場合があります。

(2) 手続き方法

詳細は世田谷区ホームページをご覧ください。

※右の二次元コードからアクセスが可能です。



(就学奨励費（通常学級）)

【問い合わせ先】

世田谷区教育委員会事務局 学務課学事係

電話：03-5432-2686